

給付付き税額控除
確定申告と年末調整による
「簡易版」の早期実現を

2026年5月19日
制度・規制改革学会・昭和女子大学
八代尚宏


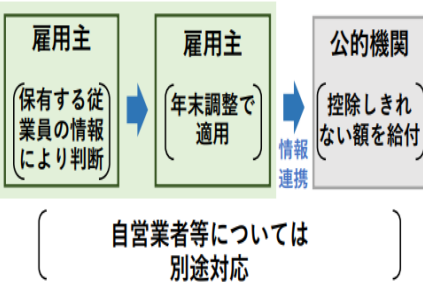
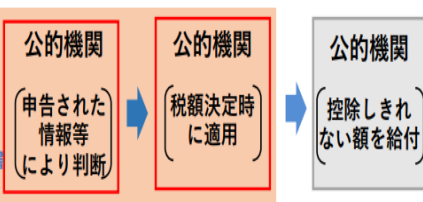

社会保障国民会議への期待

- ①「簡易版」の給付付き「勤労税額控除」の導入
 - ・資産所得も含めた本格的な給付付き税額控除に先行
 - ・税額控除と切り離れた「給付のみ」は高市総理公約の形骸化
- ②国税当局が最適な実施主体
 - ・「給付のみ」でも市町村にとっての大きな事務負担増
 - ・国が確定申告・公金受取口座の活用等で実施する体制へ
- ③本丸は税・社会保障制度の一体的な改革
 - ・税制改革に全く触れなければ、その第一歩にもならない
 - ・社会保険料負担の軽減や家族扶養制度の見直し
 - ・出生率低下や外国人増に対応した年金財政の再検証

「給付のみ実施方式」の問題点

- ①高市政権の重要政策である「給付付き税額控除」の矮小化
- ②同じ減税でも、高所得層に有利な所得控除から、低所得層重視の税額控除への「税制の抜本的な転換」を欠くこと。
- ③様々な所得控除（基礎・給与所得・社会保険料控除など）の本格的な整理統合が先送りされる可能性。
- ④簡易な税額控除方式で事業主の事務負担増は抑制可能
- ⑤「給付のみ方式」では地方自治体依存になる可能性

事務局資料への補足点

実施方法と留意点	
<p>【イメージ1】 雇用主において従業員の年末調整時に税額控除を適用し、残余を公的機関が給付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 雇用主の保有する情報の範囲内でのみ支援額（税+給付）を決定することが可能。 ※ 雇用主が有しない副業収入、世帯所得、金融所得等の勘案は困難 ➢ 自営業者等については確定申告等による仕組みが別途必要。 ➢ 雇用主に追加的な事務負担が生じる。 	
<p>【イメージ2】 確定申告・賦課決定時に税額控除を適用し、残余を公的機関が給付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主たる給与収入以外の所得（副業収入、事業所得、不動産所得等）も勘案して支援額を決定することが可能。 ➢ 支援額を税額控除と給付に分けて支援するため事務が煩雑。 	
<p>【イメージ3】 申告された情報等に基づき、公的機関が給付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主たる給与収入以外の所得（副業収入、事業所得、不動産所得等）も勘案して支援額を決定することが可能。 ➢ 支援額の決定と給付のみであり、事務は相対的に簡素。 ➢ 「給付付き税額控除」という名称（呼称）から想起される、税額控除と税額から引き切れない金額の給付との組み合わせとは異なる。 	

- イメージ1で簡易版は雇用主保有情報のみで支援額を決定し、税額控除と給付を一体的に処理可能
- 将来的にも雇用主の所有しない情報は集める必要なし。
- 雇用主には「国税当局との差額調整前に支援金を立て替える必要なし」を明記すれば、追加的な負担は最小限にとどまること
- イメージ2では、確定申告を受けて、税務署が税額控除と給付を一体処理するため、税制改革に対応した会計ソフトで特段の負担なし。

年末調整方式での中小企業の事務負担

- ①「『給付』と『税額控除』を両方行くと煩瑣」との説明があるが、給付付き税額控除は、両者を一体として行う(税額から引き切れなければ給付を行う)制度。一体的に行えば、事業者の事務負担はこれまで同様、年一回の年末調整のみで負担増なし。
- ②会計ソフトやシステム等のバージョンアップは、従来の税制改正(複雑な基礎控除の導入等)と同じ。中小企業でも十分に対応可能な筈。
- ③政府は、給付が「事業者の立て替え負担」にならないよう、従業員への支払いは、国税当局と事業者の差額調整後でも良いとする。
- ④副業に関して、従来と同様(年末調整は本業事業者がその給与に基づき行い、本人が確定申告)で可能。
- ⑤「給付のみ」の場合、「事業者の年末調整」(従来どおり)に加え、「市町村などの給付」の事務負担が生じ社会全体での事務負担増加。

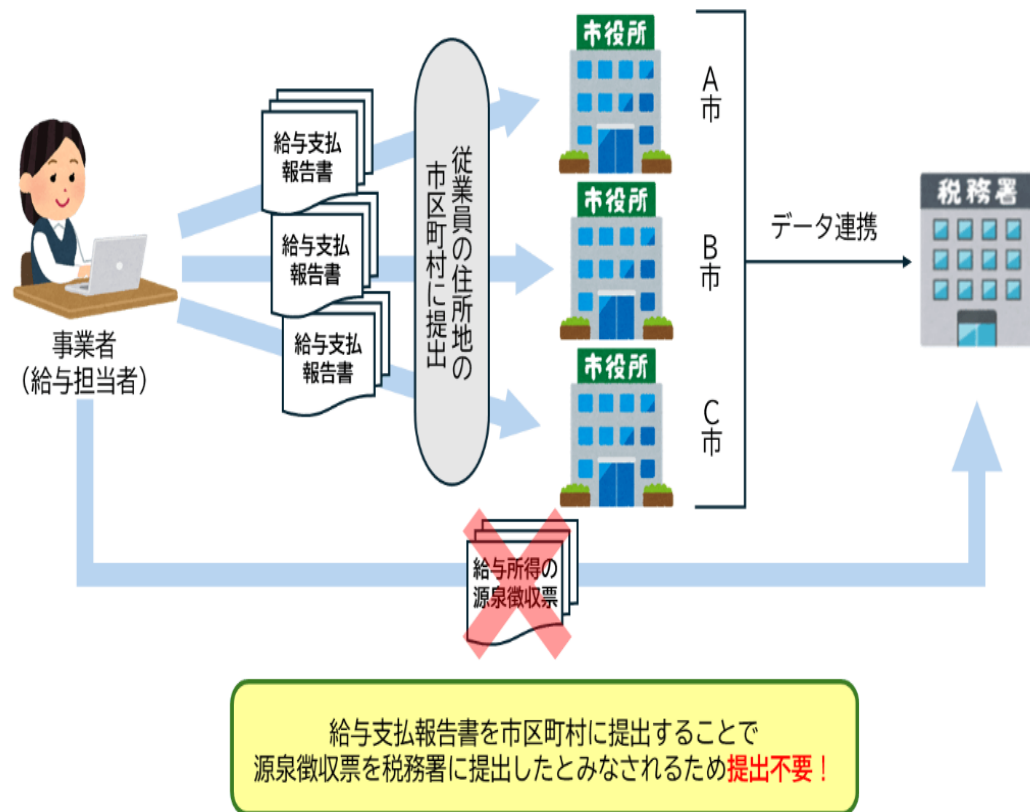
「簡易版」の給付付き税額控除の早期実現

- 物価高の影響をもっとも受ける「低所得層」への有効な支援策。
- 現役世代の「勤労者個人」に限定し、「働き方の壁」への対応
- 給与所得者には、事業主が年末調整の際、給付付き税額控除を適用し、源泉徴収額との差額を一体的に調整。
- 自営業者(ギグワーカー含む)等には、確定申告時に国税当局が税の徴収や給付を公金受取口座に限定して実施
- 個人に業務を委託した事業者に対し、受託者への「支払情報の税務当局への報告」を早急に義務付け、受託者の所得把握。

国税当局が実施主体となることの必然性

- 課税所得を把握してきた税務行政上の「比較優位性」
- 現行の税務行政の延長で来年から実現可能な「迅速性」
- 非課税対象者と課税対象者との所得把握の「一体性」
- 不正な申告（副業の未申告含む）の場合、脱税と同様に摘発・処罰の対象になるという、制度執行に対する「信頼性」
- 資産所得捕捉が可能な本格版実施段階では、効率的な徴収・給付官庁（歳入庁）の設置が必要。
- その中核となる国税当局が継続して担当する「整合性」。

給与所得情報の国と市町村との共有システムの確立



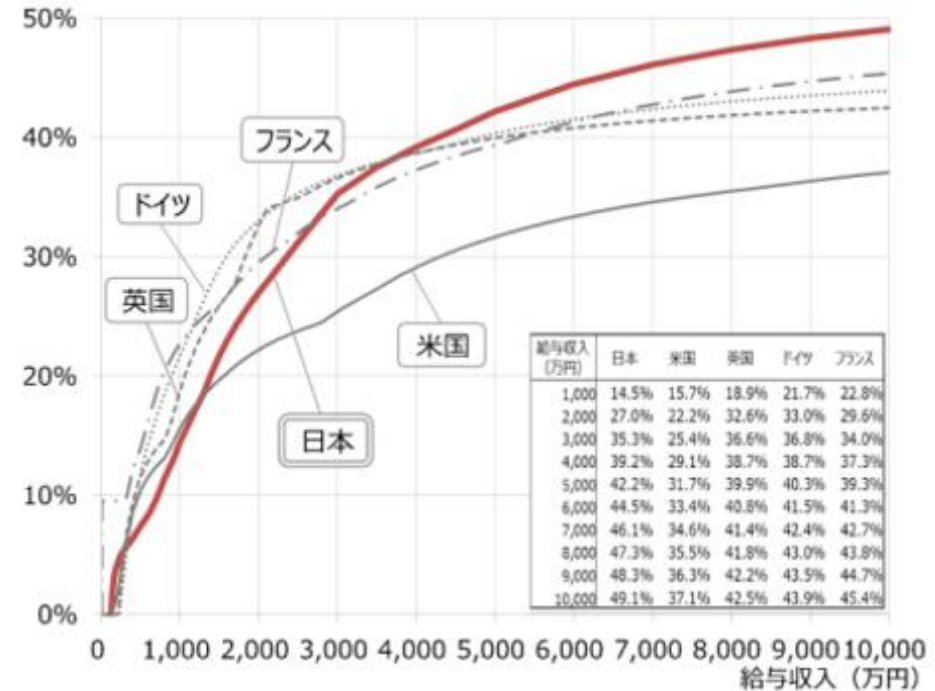
- 令和5年度税制改正により、令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以降の給与所得の源泉徴収票は、給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に源泉徴収票を提出したとみなされ、提出範囲が支払報告書に揃えられる。
- 国税当局は市町村に依存しなくとも給与支払情報を把握可能。

給付付き税額控除の「財源問題」

- 給付付き税額控除の財源は「同じ所得税制の範囲内」で、基礎控除等の所得控除の縮小・廃止で対応することが合理的。
- 給付対象者を年収300万円までとした場合の費用は 2～3兆円で、ほぼ基礎控除の廃止分の枠内にとどまる

日本の年収3000万円以下の所得税率は
欧州よりも低い水準

(単身)



(出所)税制調査会答申2023年

所得税と社会保険料との不均衡の是正（例示）

- 被用者の平均給与（500万円）の所得税は11万円（実効税率2%）に対し、社会保険料は本人・事業主で各75万円（各15%）。
- 給付付き税額控除の導入と所得控除の引き下げで、低所得層の負担減と税収増加の実現
- 所得税収の増加で、社会保障給付不変のまま、社会保険料の大幅な引き下げが可能

出所）原・五島2025

表

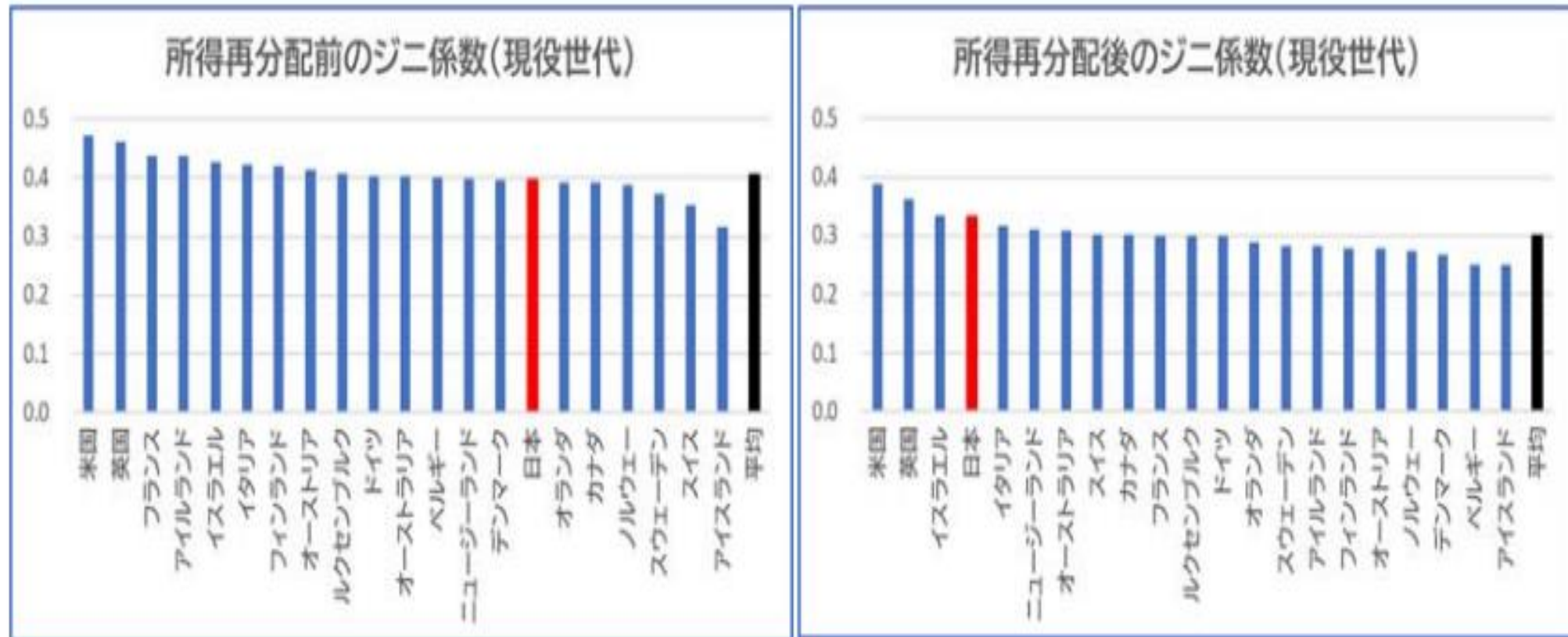
給付付き税額控除の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・年収200万円まで定額20万円 ・年収200万円超で逡減し、年収300万円で消失
所得控除の廃止・縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除の廃止 ・給与所得控除の縮小（一律65万円に） ・所得税・住民税の課税最低限は年収200万円に（年収300万円で消失する税額控除化）⁷
社会保険料の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・本人負担分・事業主負担分いずれも、4分の1軽減

表 <現役世代向けの制度改革>

	2025年	改革後	変化
所得税収	11.9兆	19.4兆	+7.4兆
うち給付付き税額控除		(-2.6兆)	(-2.6兆)
住民税収	10.9兆	15.4兆	+4.5兆
社会保険料収入	75.7兆	57.4兆	-18.3兆
合計			-6.4兆

日本の所得格差の主因は市場ベースではなく、 税や社会保障制度を通じた所得再分配効果の弱さ

図1



結論

- ①「給付のみ」ではなく、給付付き税額控除の導入は「税と社会保障の一体改革」への第一歩
- ②個人単位、勤労所得に限定した簡易版の先行実施
- ③過去の給付金のような地方自治体依存ではなく、国税当局との情報共有を通じて、国の責任で実施可能
- ④必要に応じて、総理直属の「給付付き税額控除制度準備室(仮称)」を設置し、新制度実現のための具体的なシナリオの作成

参考文献

- 制度・規制改革学会「給付付き税額控除と社会保険料負担軽減」_2025年10月31日、<https://kaikaku-gakkai.jp/>
- 制度・規制改革学会「給付付き税額控除の設計案」2025年9月22日
<https://kaikaku-gakkai.jp/>
- 制度・規制改革学会「給付付き税額控除に関する追加提言(第二弾) 確定申告と年末調整を活用した「簡易版」の早期実現を求める」2026年5月12日、<https://kaikaku-gakkai.jp/>
- 原英史・五島知佳「税制改正などによる格差是正効果と財政への影響の推計手法」、アジア成長研究所Working Paper Series Vol. 2025-14, 2025年7月
- 原英史・五島知佳「給付付き税額控除を核とした応急的な再分配制度改革の提案」、制度・規制改革学会報告論文、2026年